

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。
 - イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。
- ②無形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得価格が判明しているもの・・・・取得原価
取得価格が不明なもの・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ②満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価値のあるもの・・・・会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価値のないもの・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③出資金
 - ア 市場価値のあるもの・・・・会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価値のないもの・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 8年～50年
 - 工作物 2年～15年
 - 物品 2年～15年
- ②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法
（ソフトウェアについては、当村における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ①投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を揭示用しています。
- ②徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額のおおむね 10% 未満相当額であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な事後事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次のとおりです

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	4.4%
将来負担比率	—

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額 1,015,128 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）

売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されている判断される資産

イ 内訳

土地 21,894 千円

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税算定基礎である基準財政需要額含まれることが見込まれる金額 3,712,829 千円

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,558,308 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	423,398 千円
将来負担額	5,569,078 千円
充当可能基金額	2,290,158 千円
特定財源見込額	24,296 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	3,712,829 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 1,215,203 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	5,072,518 千円	4,108,961 千円
資金収支計算書	5,072,518 千円	4,108,961 千円

③資産収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	638,647 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	88,271 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	52,102 千円
減価償却費	-784,222 千円
賞与等引当金繰入額	-41,640 千円
退職手当引当金繰入額	-1,026 千円
徴収不能引当金繰入額	-249 千円
資産除売却益（損）	-5,391 千円
純資産変動計算書の本年度差額	-53,508 千円

④一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次の通りです。

一時借入金の限度額 200,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円

⑤重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 18,958 千円(複写機、中学校電子黒板)